

平成 19 年 6 月 28 日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 厳 殿

東京都千代田区西神田 1 丁目 2 番 10 号

学校法人 大原学園

理事長 安部 辰志



再申入書に対するご回答

2007年5月24日付の貴法人からの再申入書を拝読させていただきました。本再申入れに対しまして、以下のとおり回答いたします。

1. 再申入れの趣旨

前回の申入れに対する回答における今後の対応について、以下の点のご指摘を受ける。

- 1) 規約案における（取消、解約、休学、返金について）の規約の「受講申込後の取消、解約、休学、返金（以下「解約等」という。）は、受付等にお申し出ください。ご相談の上、解約等に応じさせていただきます。」について、「ご相談の上」の文言の削除。
- 2) 規約適用開始時期に記載の返金金額計算方法の策定について、詳細と時期の明確化。
- 3) 講座申込規約の変更内容に関する現在の受講者及び受講申込者への文書での告知。

2. 回 答

1) について

お申し入れのとおり、規約より「ご相談の上」を削除いたしました。（下記「受講申込書規約抜粋」参照。）

2) について

お申入れ理由にあります返金金額に関しましては、規約のとおりパック受講料または単価受講料を基礎に、役務提供済み部分に相当する受講料を算定し、返金金額を計算いたします。現在、全ての講座・受講形態・申込方法ごとに精査し、全国各校への周知徹底も含め改訂作業に努めております。

したがいまして、規約を下記「受講申込書規約抜粋」のとおり改訂し、平成19年8月1日より運用を開始し、パンフレット等における規約は、平成19年8月1日以降完成・納品・流通するものより、改訂した規約として参ります。

3) について

上記2)に記しましたように、下記「受講申込書規約抜粋」の運用開始の平成19年8月1日より現在の受講者及び受講申込者に対しても、平成19年8月1日以降、校内掲示にて規約改訂の告知を行って参ります。

以上

受講申込書規約抜粋

3. お申込のキャンセルについて

受講申込後の取消、解約、休学、返金（以下「解約等」という。）は、受付等にお申し出ください。解約等に応じさせていただきます。

- 1) 講座受講前 通学講座においては第1回目の講義開始前、通信講座においては第1回発送前のご返金につきましては、受取受講料より事務手数料500円を差し引いてご返金いたします。
- 2) 講座受講開始後 通学講座においては第1回目の講義開始後、通信講座においては第1回発送後のご返金につきましては、受取受講料より、役務提供済み部分に相当する受講料および事務手数料500円を差し引いてご返金いたします。役務提供済み部分に相当する受講料は、パック受講料または単科受講料を基礎に通学講座では時の経過分（講義回数など）、通信講座では発送終了分として算定いたします。